

令和6年度

堺市 霊園

使用申込のしおり



堺市霊園内の墓地使用者の募集を行います。募集を行う墓地区画は返還された墓地区画で、未整備のまま区画の使用者を募集し、墓地使用者確定後、令和7年4月1日までに当該墓地区画の巻石撤去などの整備を行います。

墓地区画には、抽選募集の区画と先着順募集の区画があります。

※募集する区画には巻石未撤去の区画もありますが、巻石付きでの募集ではありません。使用開始時まで巻石を撤去しますので、更地で使用していただきます。

日程

堺市霊園の使用については、「申込資格」（4ページ）や、「ご使用にあたっての注意事項」（9ページ）がありますので、この「しおり」をよくお読みになったうえで、お申し込みください。

1. 抽選募集区画の申込受付（4ページから7ページを参照してください。）

令和6年 9月15日（日）	※郵送による申し込み受付、9月30日の消印有効
～9月30日（月）	※堺市立霊堂（管理棟）1階窓口でも受付可能です
10月13日（日）	抽選日
10月18日（金）	抽選結果通知発送
10月31日（木）	当選者の方の、使用許可申請手続きの締切日
令和7年 4月 1日（火）	ご使用開始日

2. 先着順募集区画の申込受付

- ・使用許可申請の受付

10月27日（日）～12月22日（日）

午前9時～正午、午後0時45分～5時00分

- ・受付場所

堺市立霊堂（管理棟）1階窓口

※記載事項の確認がありますので、申請者ご本人またはご家族の方が直接申請を行なってください。

※必ず現地をご確認のうえで申請を行なってください。

※お申し込み後の区画変更はできません。

○必要書類

堺市霊園使用許可申請書および誓約書 各1通

申請者本人の住民票 1通（令和6年9月1日以降に発行されたもの）

※世帯全員と本籍地が記載されているもので、マイナンバーの記載がないもの

○各種申請（工事申請、埋蔵届等）は、使用開始日（令和7年4月1日）以後の受付となります。

募集墓地

○所在地 堺市南区鉢ヶ峯寺地内

○名称 堺市霊園

1 区画数

抽選対象の墓地区画（12区画）

区画名	こぶし	こでまり
面積	2.6㎡	2.6㎡
区画数	2	10

※こでまりは新規募集区画

先着順の墓地区画（162区画）

区画名	こでまり	こなら	りょうぶ1	りょうぶ2	りょうぶ3
面積	2.6㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡
区画数	13	20	4	4	12

※こでまりは昨年募集区画

区画名	つつじ	くちなし	じんちょうげ	なんてん	くぬぎ
面積	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	6㎡
区画数	20	20	20	20	3

区画名	そよご1	そよご2	そよご3	ゆきやなぎ	あじさい
面積	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡
区画数	3	3	3	3	3

区画名	さざんか	むくげ	さざんか	もくせい	さざんか
面積	8㎡	8㎡	12㎡	12㎡	16㎡
区画数	2	2	2	2	1

区画名	もくせい
面積	16㎡
区画数	2

2 使用料

区画の売買代金ではなく、墓地を永年にわたってご使用いただくための使用料です。
1㎡あたりの使用料は、420,000円です。

面積	使用料
2.6㎡	1,092,000円
4㎡	1,680,000円
6㎡	2,520,000円
8㎡	3,360,000円
12㎡	5,040,000円
16㎡	6,720,000円

3 管理料

施設の共用部分の清掃・除草・樹木の手入れ、園路・照明・水道・その他の維持管理に使用するものです。

管理料は、1㎡あたり年1,500円です。毎年4月に1年分を納付していただきます。
なお、管理料は、改定することがあります。

面積	年間管理料
2.6㎡	3,900円
4㎡	6,000円
6㎡	9,000円
8㎡	12,000円
12㎡	18,000円
16㎡	24,000円

(注意) 区画内の清掃・除草等は、墓石の建立の有無に関わらず使用者の方に行っていただきます。

申込資格

申込をされる方は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 1 令和6年9月1日現在、堺市内に住所（住民登録）があり、使用開始日まで引き続き堺市内に住所があること。（令和6年9月2日以降に堺市に転入された方は、今回の申込資格はありません。）
- 2 申込者本人または世帯員が堺市霊園の使用者でないこと。

注意事項

- 1 抽選募集区画をお申し込みで抽選に落選された方は、先着順募集区画へお申し込みいただけます。
- 2 募集区画へのお申し込みは1世帯1区画とします。
- 3 当選後、墓地使用权の譲渡や、使用許可を受けた方（使用者）以外の方に使用させることはできません。
- 4 次のいずれかに該当したとき、お申し込みの受付を無効とさせていただきますのでご注意ください。
 - (1) 1人で2区画以上の申し込みをしたとき。
 - (2) 1世帯で2区画以上の申し込みをしたとき。
 - (3) 申込資格がないとき。
 - (4) 堺市霊園の使用者またはその世帯員が申し込みをしたとき。
 - (5) 申込書等に虚偽の記載があったとき。
 - (6) 当選後、提出していただいた書類の不備等により欠格事由が判明したとき。
- 5 無効とした場合は、郵送にて通知します。

使用者決定方法

抽選募集区画の申込受付について

募集区画毎に受付し、同一区画に複数の申し込みがあった場合は抽選により使用者を決定します。

複数の申し込みがない場合は、無抽選で当選となります。

先着順募集区画のお申し込み受付について

募集対象区画について、お申込をされた方を先着順で使用者に決定します。

お申し込みは、霊園管理事務所窓口で直接使用許可申請の手続きをしてください。

堺市電子申請システムや郵送によるお申し込みはできません。

※お申し込み後の区画変更はできません。お申し込みの際は、必ず現地での区画確認を行なってください。

個人情報の取り扱いについて

墓地使用申し込みにあたってご記入いただいた氏名、住所等の個人情報は、この空き墓地募集の事務手続き以外には一切使用しません。また、個人情報は適切に管理し、関係者以外の第三者に個人情報を開示・提示しません。

*堺市暴力団排除条例に基づき、必要に応じて、関係機関に情報を提供することがあります。

抽選募集区画について

お申し込み方法

堺市電子申請システムによる申込み

堺市 電子申請 検索



郵送による申し込み

この「しおり」巻末の「堺市霊園使用申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵送してください。申し込みをされた方には、「受付番号控」を郵送します。この「受付番号」が抽選の際の抽選番号になります。

◎記入に関する注意事項

- 1 住民登録をされている住所、氏名をご記入ください。
- 2 12ページに「空き墓地募集区画一覧表」を添付しています。希望する区画名および区画番号をご確認の上、申込書にご記入ください。
※「位置図」を堺市立霊堂（管理棟）1階事務所に備え付けていますのでご活用ください。
※申し込み後は、申込区画の変更はできません。
- 3 抽選会への参加についてご記入ください。

お申し込み受付先

○受付期間

令和6年9月15日(日)～ 令和6年9月30日(月)

(窓口受付時間 午前9時から正午、午後0時45分から午後5時まで)

○郵送先

〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地

堺市霊園管理事務所

※郵送での申し込みの場合は、令和6年9月30日の消印有効

抽 選

募集区画に複数の方が申し込まれた場合は抽選となり、当選者を1名決定します。

○抽選日時および抽選会場

日 時 令和6年10月13日(日) 午前10時から

抽選会場 堺市立霊堂(管理棟) 2階 会議室

※ 抽選にご参加いただけるのは、申込者またはその親族の方1名のみです。
なお、参加者多数の場合は、入場制限を行うことがありますのでご了承ください。

抽選結果の通知について

抽選結果につきましては、10月18日(金)に郵送します。

当落の結果について、電話でのお問い合わせはお受けできません。

当選者には、抽選結果と堺市霊園使用許可申請書を郵送します。

なお、当選資格を辞退される場合は、抽選結果到着後速やかにご連絡をお願いします。

※当選者番号は、堺市ホームページと堺市立霊堂(管理棟)1階の正面入口横に掲示します。

使用許可申請の手続き

※抽選募集区画へお申し込みの方で、当選された方と応募者がお一人だけの区画へ応募された方の手続です。

1 郵送または窓口での申請について

(1) 郵送で使用許可申請の場合（受付締切日および郵送先）

受付締切日

令和6年10月31日（木）（消印有効）

※簡易書留でお送りいただくことをお勧めします。

郵送先

〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地
堺市霊園管理事務所

(2) 窓口で使用許可申請の場合（受付日時および受付場所）

受付期間 令和6年10月31日(木)まで

受付時間 午前9時から 正午 午後0時45分 から 午後5時まで

受付場所 堺市立霊堂(管理棟) 1階 事務所

※令和6年10月31日(木)までに使用許可申請書のご提出が無い場合は、当選を辞退されたものとみなして、当選は無効になります。

2 書類提出について

(1) 堺市霊園使用許可申請書および誓約書 各1通

※書類に虚偽の記載があった場合、申請は無効となります。

(2) 申請者本人の住民票 1通

(申請者本人の本籍および世帯全員の記載があり、令和6年9月1日以降に交付を受けたもの。ただしマイナンバーが記載されていないものに限る。)

先着順募集区画について

- ・ お申し込みの区画は、1世帯につき1区画に限ります。
- ・ お申し込み方法は、必ず現地を見学されてから、ご希望の区画を選び、令和6年12月22日（日）午後5時までに、お申し込みに必要な書類とともに、堺市霊園管理事務所に直接「堺市霊園使用許可申請書」を提出してお申し込みください。
- ・ お申し込み順で受け付けます。
- ・ お申し込みには、令和6年9月1日以降に発行された住民票1通が必要です。
※世帯全員と本籍地が記載されているもので、マイナンバーの記載がないもの

※注意 先着順募集の区画は、郵送や堺市電子申請システムでの受付はできません。

霊園使用許可証の交付

※抽選募集区画お申し込み・先着順募集共通

○ 使用料の納入方法について

使用許可申請で書類審査に合格した方には、使用料納入通知書を送付しますので、令和7年1月14日(火)までに納入通知書裏面記載の金融機関へお支払ください。

納入期限までに納付されなかった場合は、辞退したものとみなして申請は無効となります。

○ 使用許可申請後に辞退される場合について

令和7年1月14日(火)までにご連絡ください。辞退届を郵送しますので、ご記入の上、速やかにご返送ください。

※霊園使用許可証の交付およびご使用にあたっての注意事項は、8ページと9ページをご覧ください。

堺市霊園使用許可証は、使用料の納入が確認され次第、順次郵送します。

墓地使用開始日は令和7年4月1日(火)です。

受け取られた堺市霊園使用許可証は、後日、各種手続き(工事申請、埋蔵届等)に必要となるため、大切に保管してください。

令和7年4月1日以降に令和7年度の管理料納入通知書を郵送しますので、納入通知書裏面に記載のある金融機関、コンビニエンスストア等でお支払ください。

※抽選対象区画へのお申し込みで当選された方は、使用料のお支払いから使用開始日まで期間がありますが、ご了承ください。

ご使用にあたっての注意事項

(共通事項)

- 1 巻石や墓碑等を設置する場合は、工事許可申請の手続きが必要です。次の基準に従い、工事許可申請書を提出してください。なお、申請時には堺市霊園使用許可証（写し）を添えてください。
 - (1) 墓碑およびこれに類するものの高さは、盛土から2メートル以内です。
 - (2) 盛土の高さは0.6メートル以内です。
 - (3) 区画の境界から1.5センチメートル以上の間隔を置いて、高さ0.6メートル以内の巻石を設置してください。
 - (4) 巻石の上部には、玉垣以外のものは設置できません。
- 2 焼骨を埋蔵（納骨）しようとするときは、火葬許可証、改葬許可証または分骨を証する書類と堺市霊園使用許可証を添えて届け出が必要です。
- 3 使用者が転居等により住所が変わったとき、また改名等により氏名が変わったときは、住民票または戸籍謄（抄）本を添えて申請をしてください。
- 4 使用者の死亡その他の事由により、墓地の使用権を承継しようとするときは、速やかにそれを引継ぐ者（承継者）を定め、必要書類を添えて申請の上、その承認を受けることが必要です。
- 5 墓地が不要になったときは、返還手続きを行ってください。この場合は墓石等（巻石・盛土を含む）を全て撤去してください。なお、堺市霊園条例の規定に基づき、使用料および管理料を還付いたします。

使用料および管理料還付額は次のとおりです。

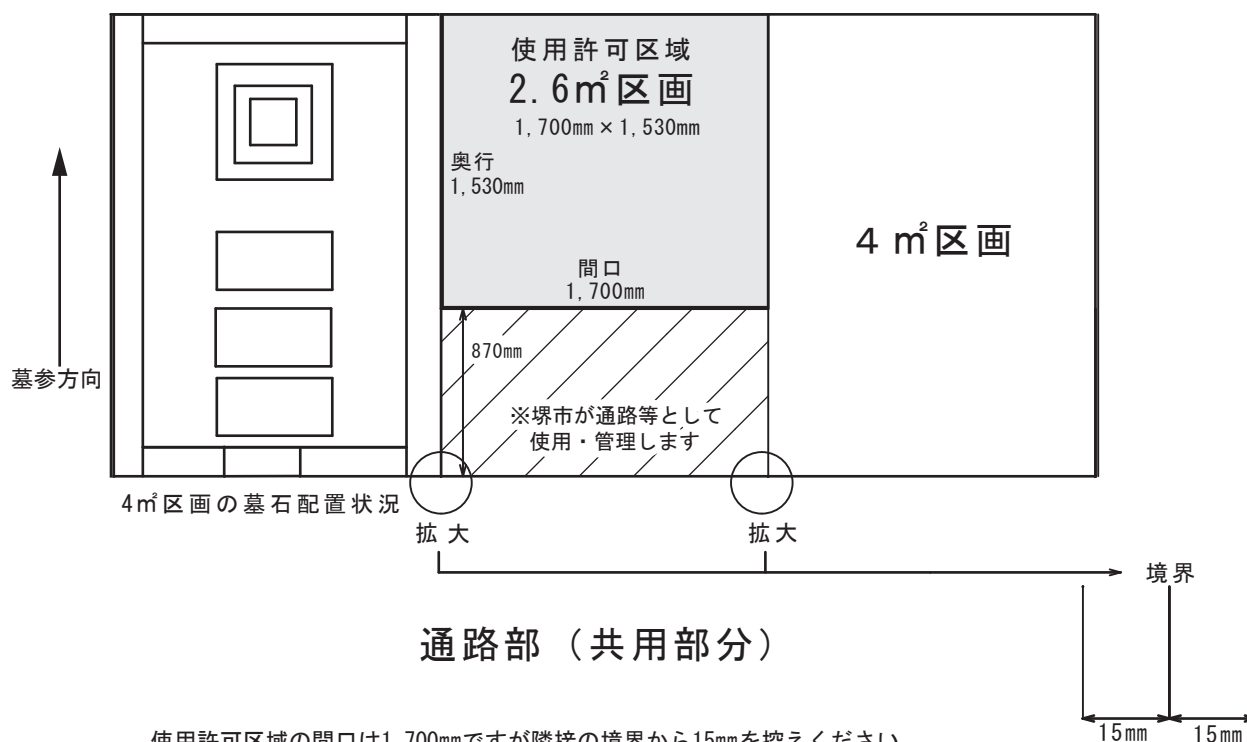
 - (1) 使用開始日前に使用許可の取消しを申し出て認められた場合
既納使用料の全額
 - (2) 使用開始日から3年以内で未使用の場合
既納使用料の5分の4に相当する額および返還後の月割管理料還付額（1月に満たない日数があるときは、これを切り捨てた月数とする。以下(3)、(4)に同じ）
 - (3) 使用開始日から3年以内で改葬跡地の場合
既納使用料の5分の3に相当する額および返還後の月割管理料還付額
 - (4) 使用開始日から3年を経過している場合
既納使用料の2分の1に相当する額および返還後の月割管理料還付額
- 6 次の事項に該当するときは、使用許可の取り消しまたは使用権が消滅することがありますので、ご注意ください。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - (2) 3年間管理料を納めないとき。
 - (3) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
 - (4) 法令または堺市霊園条例もしくはこの条例に基づく指示に違反したとき。
 - (5) 使用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
 - (6) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

※こでまり区を申し込まれる方は、以下をご確認ください。

4㎡の区画を2.6㎡に再整備します。

使用許可区域は下図のとおりです。

通路部（共用部分）



使用許可区域の間口は1,700mmですが隣接の境界から15mmを控えてください。
よって巻石（間口）最大寸法は $1,700\text{mm} - 15\text{mm} - 15\text{mm} = 1,670\text{mm}$ となります。
なお、巻石（奥行）の最大寸法は1,530mmです。

【お問い合わせ先】

堺市霊園管理事務所

〒590-0125

堺市南区鉢ヶ峯寺773番地

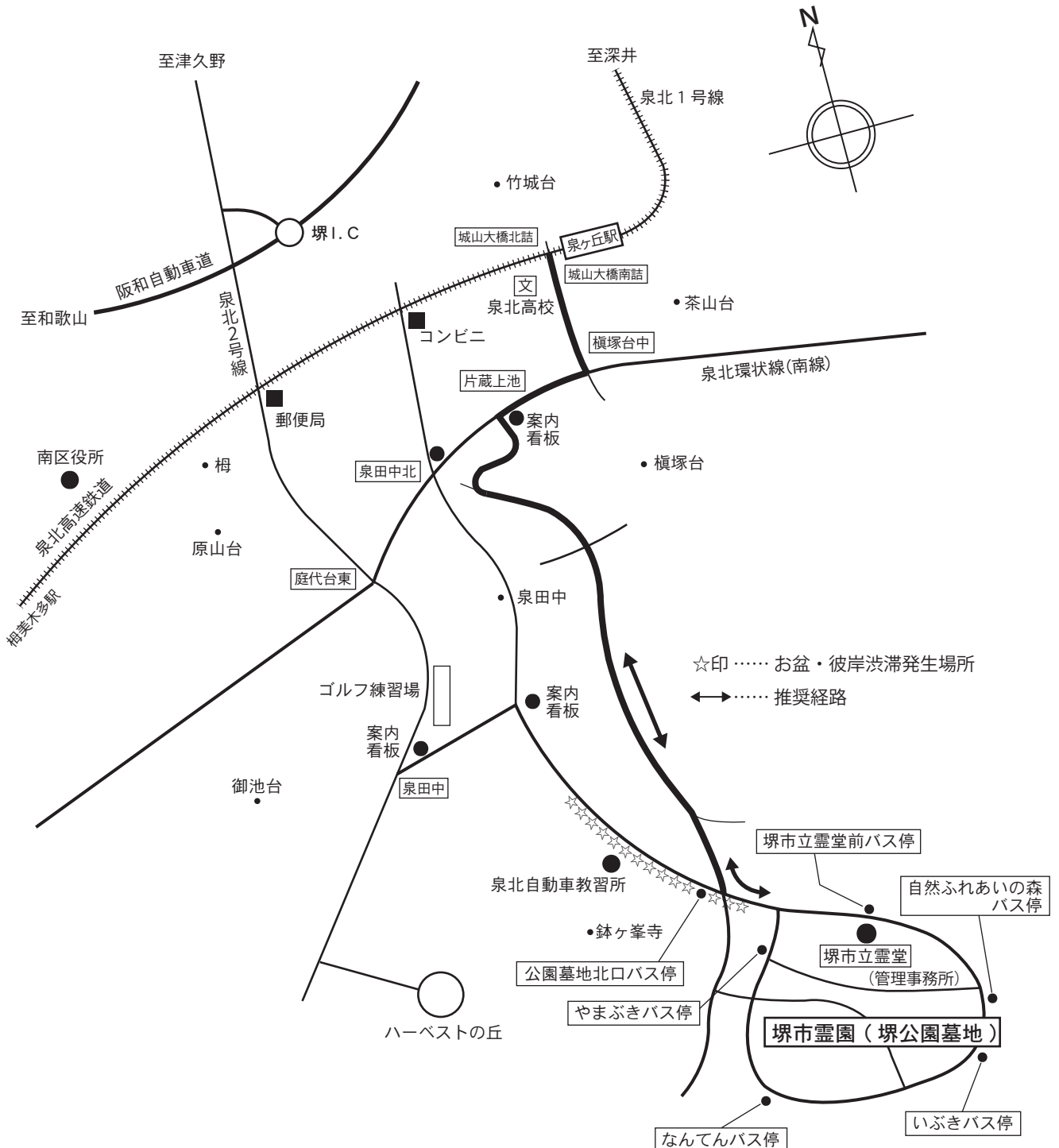
電話(072)292-7455 FAX(072)292-4431

E-mail : sakaishi-reien@sakai-reien.jp

堺市霊園位置図(略図)

堺市霊園へは泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」より、南海バス②番乗り場「鉢ヶ峯」行きに
乗車し、最寄りのバス停で下車してください。

日曜日・休日には直行バスがあります。「やまぶき」、「堺市立霊堂前」、「自然ふれあ
いの森」、「いぶき」、「なんてん」バス停をご利用ください。



令和6年度 堺市霊園空き墓地募集区画一覧表

区画名	区画番号	間口×奥行(m)
こぶし	316	1.3×2.0
	372	
こでまり (4.0㎡を2.0㎡ に再整備してい ます)	41	1.7×1.53
	70	
	121	
	240	
	262	
	265	
	282	
	308	
	346	
	606	
こでまり (4.0㎡を2.6㎡ に再整備してい ます)	12	1.7×1.53
	134	
	141	
	239	
	250	
	267	
	331	
	356	
	374	
	377	
413	1.7×1.53	
491		
501		

区画名	区画番号	間口×奥行(m)
こなら	10	1.7×2.4
	107	
	170	
	207	
	302	
	326	
	341	
	370	
	380	
	389	
	453	
	455	
	465	
	469	
	474	
478		
523		
542		
548		
582		
りょうぶ1	66	1.7×2.4
	85	
	100	
	137	
	55	
りょうぶ2	83	1.7×2.4
	186	
	200	
	102	
	104	
りょうぶ3	126	1.7×2.4
	135	
	139	
	158	
	160	
	161	
	165	
	177	
	182	
	227	

区画名	区画番号	間口×奥行(m)
つつじ	22	1.7×2.4
	32	
	37	
	50	
	59	
	69	
	77	
	85	
	113	
	135	
177		
しんちようげ	241	1.7×2.4
	245	
	294	
	309	
	328	
	334	
	361	
	392	
	519	
	4	
	5	
	102	
	164	
	322	
	324	
410		
411		
417		
422		
436		
444		
446		
500		
512		
513		
514		
530		
535		
656		

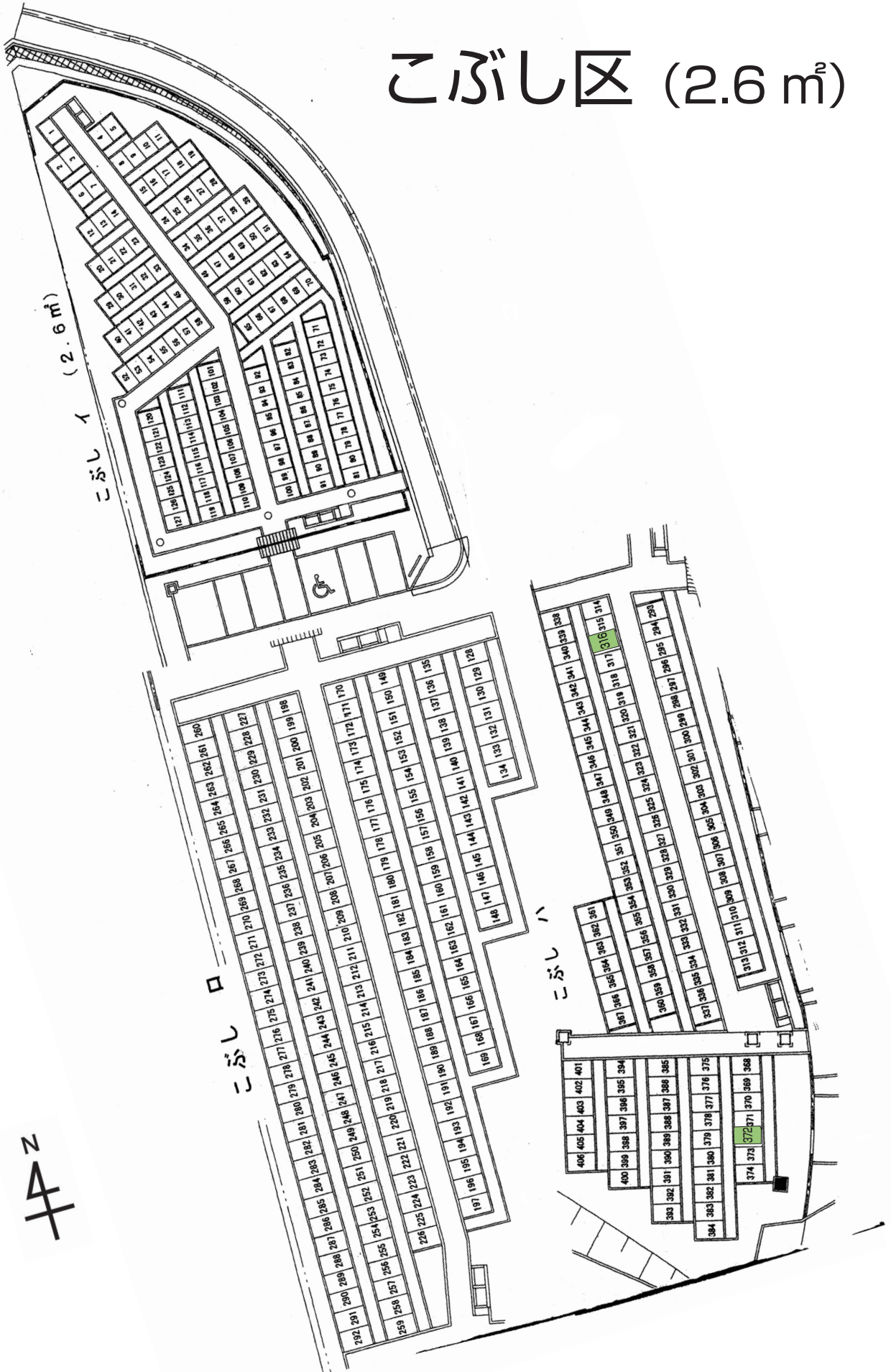
区画名	区画番号	間口×奥行(m)
くぬぎ	345	1.7×2.4
	408	
	439	
	499	
	501	
	531	
	533	
	536	
	561	
	597	
そよご1	660	1.7×2.4
	691	
	692	
	748	
	809	
そよご2	811	1.7×2.4
	840	
	843	
	869	
	873	
そよご3	11	2×3
	19	
	22	
	25	
	26	
ゆきやなぎ	39	3.2×2.5
	42	
	77	
	79	
	106	
あじさい	113	4×3
	125	
	132	
	143	
	156	
159		
261		
312		
359		
377		

区画名	区画番号	間口×奥行(m)
さざんか	27	3.2×2.5
	52	
	11	
むくげ	33	4×3
	11	

区画名	区画番号	間口×奥行(m)
さざんか	11	4×3
	27	
	5	
もくせい	11	4×3
	11	

⇒抽選対象区画
⇒先着順受付区画

こぶし区 (2.6 m²)



こでまり区 (4m²)



U 94 #



案内図

空き墓地募集区画位置図

 (赤線部分) 区画案内看板設置位置



※黄色塗りつぶし区画が今年度空き墓地募集を行う区画です。

- (注)
- 平日・土曜日は鉢塚、鉢ヶ峯、公園墓地北口バス停への停車となります。
 - 日曜日・休日には直行バスがあります。やまぶぎ、堺市立霊堂前、自然ふれあいの森、いぶぎ、なんてんに停車します。



- ※印のところはご記入しないでください。
- 電算処理をしますので、ハッキリとご記入ください。
- 太線内をご記入ください。
- 申し込まれる墓地の区画名および区画番号をご記入ください。
- 右側の令和6年度堺市霊園使用申込書受付番号控にも申込者氏名、区画名および区画番号をご記入ください。
- 黒または青色のボールペンでご記入ください。（エンピツ書きは無効）

受付日 令和6年 月 日

※ 受付番号	※ 使用者コード

抽選募集区画申込み			
堺市霊園使用申込書			
令和6年 月 日			
堺市長 殿			
この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申し込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。			
区画名および区画番号	区	号	
住所	〒 - (住民登録上の住所) 堺市 区		
ふりがな			
氏名			
連絡先	(携帯 - -) (電話 - -)		

抽選会への参加について
どちらかに○印をご記入ください。

参加する	参加しない
------	-------

- * 「参加する」に記入した場合でも、ご希望に沿えないことがあります。ご了承ください。
- * 抽選会への参加について記入がないものは「参加しない」として取り扱います。
- * 堺市暴力団排除条例に基づき、必要に応じて関係機関に住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

5ページの「抽選会申込み方法」をよくお読みになったうえで、申し込みください。

(切り取らないでください)

**令和6年度
堺市霊園使用申込者受付番号控**

※太線内をご記入ください

申込者氏名	
区画名	区画番号
区	号
受付番号	受理印

(注)受付番号が抽選番号になっておりますので、大切に保管してください。

抽選会への参加について (お知らせ)

使用申し込み後の予定について

- 申し込み区画に複数の申し込みが無い場合
応募申込み受付後、当選通知をします。
- 申し込み区画に複数の申し込みがあった場合
10月13日(日)に抽選を行います。

時間 午前10時
場所 堺市立霊堂(管理棟)2階 会議室

堺市霊園管理事務所

【お問合せ先】

〒590 - 0125
堺市南区鉢ヶ峯寺773番地
堺市霊園管理事務所
電話 (072) 292 - 7455
FAX (072) 292 - 4431
E-mail : sakaishi-reien@sakai-reien.jp